

医療施設等災害復旧費補助金について

事業内容

地震や台風、豪雨等の自然災害により医療施設等が被災したときは、被災した医療施設等の管理者がその原形復旧を行うことになるが、公的医療機関や政策医療を実施している医療機関等、一定の要件に該当する医療施設等の復旧事業について、国がその経費の一部を補助するもの。

交付対象施設

①医療機関

1)公的医療機関

地方自治体、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会 等

2)政策医療実施機関(公的医療機関除く)

救命救急センター、病院群輪番制病院、在宅当番医制診療所、へき地医療拠点病院 等

②医療関係者養成施設

看護師等養成所、救命救急士養成所 等

③上記以外

研修医のための研修施設、病院内保育所、看護師宿舎 等

補助率・対象経費

【通常の場合】	【激甚災害の場合】
○補助基準額 1)公的医療機関： 上限額なし 2)政策医療実施機関 ・救命救急センター 76,910万円 ・病院群輪番制病院 8,020万円 等	すべての交付対象施設の <u>基準額</u> の上限が撤廃される
○補助率 1/2	公的医療機関の補助率を <u>2/3</u> にかさ上げ
○対象経費 ・ 建物の工事費又は工事請負費(病棟(室)、受水槽、エレベータ 等) ・ 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備(CT、MRI等)	1品あたり <u>50万円</u> を超える医療機器(歯科診療所の場合10万円を超えるもの)が対象となる

※ 復旧事業は1件につき80万円以上であること

※ 補助基準額、対象経費は交付対象施設により異なる